

恵庭市移住促進パンフレット等作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

恵庭市移住促進パンフレット等作成業務

2. 目的

本要領は、恵庭市移住促進パンフレット作成にあたり、民間事業者の情報収集・編集・発信等に関する高度な技術力、企画力、経験等を取り入れることにより、より魅力的かつ鮮度の高いパンフレットを作成することを目的に、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を実施するため必要な事項を定めるものです。

3. 委託期間

契約の翌日から令和6年9月18日まで

4. 業務内容

別紙『恵庭市移住促進パンフレット等作成業務 公募型プロポーザル仕様書（以下、仕様書）』のとおり。

5. 見積価格の上限額

1,450,000円（税抜き・消費税及び地方消費税は別途支払い）を上限とする。

6. 参加資格及び受託者となることができる者

プロポーザル方式に参加できる者又は受託者となることができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (3) 恵庭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 税の滞納が無いこと。
- (6) 北海道内に本店・支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (7) 過去5年間に於いて同種業務（都道府県・市区町村等が発注する、暮らし・移住・観光等のパンフレット作成業務をいう。）の受託実績を有していること。

- と。
- (8) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

7. プロポーザル実施に係るスケジュール

令和6年	4月26日(金)	実施要領等の公表(告示・市ウェブサイト)
令和6年	5月10日(金)	質疑書提出期限
令和6年	5月15日(水)	質疑書回答予定
令和6年	5月16日(木)	参加申込書提出期限
令和6年	5月22日(水)	参加資格確認通知書送付
令和6年	5月31日(金)	企画提案書の提出期限
令和6年	6月4日(火)	審査会(プレゼンテーション)
令和6年	6月10日(月)	審査結果の通知(電子メール及び郵送)
令和6年	6月18日(火)	契約締結予定

8. 質疑および回答

プロポーザルに関する質疑および回答は次のとおり行う。

- (1) 質疑の方法
令和6年5月10日(金) 17時までに、以下の提出先へ質疑書(第1号様式)を提出して行うこと。電話による質問は不可とする。
- (2) 提出方法
下記提出先まで持参、郵送、電子メールいずれかの方法とする。
【提出先】
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課(移住定住担当)
E-Mail: machi@city.eniwa.hokkaido.jp
- (3) 回答方法
令和6年5月15日(水)までに質問者に対し電子メールで回答するほか、市ウェブサイトにて全ての質問の趣旨および回答を掲載する。
※ただし、その質疑の内容がその業者の評価等に際し、不利益となる可能性のある場合は、この限りではない。

9. 参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、必要書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年5月16日(木) 17時必着
- (2) 提出書類
公募型プロポーザル参加申込書(第2号様式)に次の「アからウ」までに示す書類を添えて、郵送もしくは持参により提出すること(各1部)。
ア. 参加者概要(第3号様式)
イ. 同意書(法人用)(第4号様式)
ウ. 類似業務の受託実績(第5号様式)

10. 参加資格確認通知書の送付

参加資格を有することが確認された参加希望者（以下、企画提案者）には、令和6年5月22日（水）までに、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第6号様式）を郵送及び電子メールで発送する。参加資格を有することを認められなかった参加希望者は、5月31日（金）までに書面（任意様式）にて説明を求めることができるものとし、この場合、6月10日（月）までに書面により回答する。

11. 企画提案書の提出

(1) 企画提案を求めるテーマ

ア. とる（目を引く・手に取りたくなる）

- ・パンフレットとして「思わず手に取ってみたいくなる」「惹きつけられる」ようなデザイン・規格等とすること。
- ・恵庭市の特色を理解し、恵庭らしさが伝わるようなキャッチーな表紙とすること。

イ. みる（紙面内容の充実・恵庭をもっと知りたいと思わせる）

- ・読者に「もっと読み進めたい」「恵庭のことをもっと知りたい」と思わせるような構成とすること。
- ・恵庭市に関する知識や情報が少ない市外の方が読者となることを想定し、読者にとって恵庭市移住後のイメージが湧きやすいような構成とすること。

ウ. つなげる（関連 web サイト等への流入・恵庭に住んでみたいと思わせる）

- ・関連 web サイト等への流入を促し、読者にとって気になるコンテンツについて、読者自身で更に深掘りできるような構成とすること。
- ・「読んで終わり」ではなく、他の移住促進事業の利用など次のステップに繋がるように工夫された構成とすること。

(2) 企画提案内容の評価基準

別紙「評価基準表」により評価を行う。

(3) 企画提案書の提出について

ア. 提出書類と提出方法

企画提案者は、次の必要書類を持参もしくは郵送のいずれかの方法で10部（正本1部・副本9部）提出すること。なお、副本については、事業者名を黒塗りする等で企画提案者名が特定できないようにすること。

（ア）企画提案書（第7号様式から第11号様式まで）

第7号様式から第11号様式までのほかに、「実施体制（任意様式）」、「実施スケジュール等（任意様式）」も併せて提出すること。

なお第8号様式から第11号様式については、「11. 企画提案書の提出(1) 企画提案を求めるテーマ」に示した内容について具体的に記載すること。

- * 企画提案は、本事業における具体的な取組み方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、無効とする場合があるので注意すること。

- * 記載にあたっては、概念図等を用いることに支障はないが、本件の

ために作成したCG、詳細デザイン図等を用いた場合は、失格とすることがあるので注意すること。

(イ) 概算見積書（様式任意）

A4で作成し、「仕様書」の「4. 業務内容」ごとの費用がわかるように記載すること。見積額の合計が「5. 見積価格の上限額」を越えないこと。

イ. 提出期限

令和6年5月31日（金）17時必着

12. 審査会・選定方法

庁内に設置する審査委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを受けた上、質疑応答を実施し、総合的に審査を行う。

なお審査会は、市職員で構成し、委員の氏名及び議事内容については非公開とする。

(1) 日程等

令和6年6月4日（火）

*企画提案者数により変更となる場合あり。時間・会場等については別途通知する。

(2) プレゼンテーション

非公開とし、1企画提案者あたり「プレゼンテーション（準備時間含む）20分以内」と「質疑応答10分以内」で行う。出席者は1企画提案者につき3名までとする。

(3) 受託候補者の選定

審査を行い、最も点数の高い企画提案者を最優秀企画提案者（以下、受託候補者）とする。また、同時に次点者を選定する。なお、企画提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められるときには受託候補者として選定する。

(4) 結果の通知・公表

審査結果については、審査後、速やかに企画提案者全員に公募型プロポーザル審査結果通知書（第12号様式）の送付により通知する。受託候補者にならなかった企画提案者は、6月17日（月）までに書面（任意様式）にて説明を求めることができるものとし、この場合、6月27日（木）までに書面により回答する。また、本事業に係る契約手続き終了後に、下記項目に係る審査結果を市ウェブサイトへの掲載により公表する。

- ①業務名称
- ②受託候補者の名称及び評価点
- ③受託候補者以外の評価点
- ④その他

(5) 留意事項

ア. プロジェクター・スクリーンを使用したプレゼンテーションを認める。使用する場合はその旨を公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）に記載すること。プロジェクター・スクリーンは、市が用意するが、それ以外に必要なものがある場合は、企画提案者で用意すること。また、動作確認は企画提案者の責任により行うこと。

イ. プレゼンテーション審査において、以下のいずれかに該当する企画提案者

は受託候補者としなない。

- ・全ての審査者の評価点合計の平均が配点の60%未満である
- ・全ての審査者の大項目での評価点合計が0の項目がある場合

- ウ. 企画提案書等の提出書類に記載のない事項に関するプレゼンテーションは認めない。
- エ. プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、提出後の追加提案や追加資料の配布は認めない。
- オ. 同一の提案者（他の提案者の構成員となる場合を含む）が複数の提案をすることは認めない。

1 3. 企画提案者の失格

次のいずれかに該当することとなったときは当該企画提案者を失格とする。

- (1) プレゼンテーションに参加しないとき。
- (2) やむを得ないと認められる正当な事由なくプレゼンテーションの指定時間に遅れたとき。
- (3) 本要領の「6. 参加資格及び受託者となることができる者」に示す要件を満たさなくなったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (5) 審査における便宜を依頼するなど、審査の公平を欠く行為があったとき。
- (6) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき。
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があったとき。
- (8) 概算見積額が見積上限額を超える場合
- (9) 実施要領等で示された条件に適合しない書類の提出があった場合

1 4. 契約の締結

- 本業務委託の契約締結は、受託候補者及び市で協議のうえ行うものとし、当該受託候補者は、提案書により提示された見積価格の範囲内で見積書を提出する。市は、見積価格の範囲内であることを確認後、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- 選定した受託候補者と一定の期間内に契約締結に至らない場合は、その選定を取り消すとともに、次点者を新たな受託候補者とする。
- 受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合、次点の者を繰り上げて受託候補者として決定し、協議することができる。
- 本プロポーザルは、優れた提案の候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

1 5. その他

- 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を持参、郵送のいずれかの方法で提出すること。
- プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- 提出された書類は、プロポーザル審査の実施のためにのみ使用する。
- 提出された書類は、返却しない。また、提出後の加筆・訂正・差し替え等は認めない。なお、恵庭市情報公開条例に基づき提出書類の公開をする場

合がある。

- 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- スケジュールを含め本要領に関して変更があった場合には、直ちに市ウェブサイトに掲載するとともに、対象者に通知する。
- 参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

16. 提出先・問合せ先

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課（移住定住担当）

住所 〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話 0123-33-3131（内線 2333）

メールアドレス machi@city.eniwa.hokkaido.jp

別紙 評価基準表

審査項目	配点	大項目	小項目	内容	配点
①企画提案能力	85	とる	規格・表紙	パンフレットとして「思わず手に取ってみたいくなる」「惹きつけられる」ようなデザイン・規格等であり、恵庭市の特色を理解し、恵庭らしさが伝わるようなキャッチーな表紙である。	10
			印象	本市の特色を理解し、本市での生活がイメージでき、魅力を伝える創意工夫がなされているか。	10
		みる	市外の方への配慮	恵庭市に関する知識や情報が少ない市外の方が読者となることを想定し、読者にとって恵庭市移住後のイメージが湧きやすいような構成となっているか。	15
			市支援	恵庭市の各部門が行う各種施策を読者にわかりやすく伝える創意工夫がなされているか。	10
			構成・バランス	コンテンツごとのページ割付けや全体の構成は適当であり、ページ数は無駄のないボリューム感となっているか。	15
		つなげる	web誘導	関連webサイト等への流入を促し、次のステップに繋がるように工夫されているか。	15
		その他	独自提案	提案内容に創意工夫がみられ、提案者の強みを生かした独自性はあるか。	10
②業務遂行能力	15	業務遂行能力	実施体制	会社概要、スタッフ体制が、本業務を確実に遂行できる体制となっているか。	5
			類似実績	過去5年間の業務実績は十分か。	5
			実施スケジュール等	期間内に完了するために実行可能な実施スケジュールであり、かつ見積内容は具体性があるため実現可能なものであるか。	5

○合計評価の点数が最も高く、かつ60%以上の者を最適提案者として選定する。

○プレゼンテーション審査において、以下のいずれかに該当する企画提案者は受託候補者としない。
 ・全ての審査者の評価点合計の平均が配点の60%未満である
 ・全ての審査者の大項目(とる・みる・つなげる・その他・業務遂行能力)での評価点合計が0の項目がある

○審査項目評価方法は次のとおり。

とても良い	配点×1.0
良い	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案無し	配点×0